

議第34号

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例の制定について

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例

京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 京都市交響楽団による演奏会の開催その他音楽に関する活動の企画及び実施

第8条第2項第1号中「12,340円」を「12,570円」に改め、同項第2号中「10,280円」を「10,470円」に改める。

別表備考以外の部分中

352,800	493,710	704,570
294,170	412,450	588,340
85,370	119,310	169,710
68,910	95,650	136,800
250		

を

359,330	502,850	717,610
299,610	420,090	599,230
86,950	121,520	172,850
70,190	97,420	139,330

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 第2条の改正規定 平成32年4月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都コンサートホール条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都コンサートホールの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。